

＜目論見書訂正事項分＞

2026年2月20日

純金上場信託（現物国内保管型）

《愛称:金の果实》

内国信託受益証券 届出目論見書2026.2

- ・本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・本書により行う「純金上場信託（現物国内保管型）」（愛称：金の果实）（以下本表紙裏において「本信託」といいます。）の募集については、発行者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱商事株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年11月4日に関東財務局長に提出しており、2025年11月20日にその届出の効力が生じております。
- ・本信託は、預金等や保険契約とは異なり、投資元本の保証はありません。
- ・本信託の運用により信託財産に生じた損益は、全てご投資家の皆様に帰属します。
- ・本信託は、「預金保険制度」の対象ではありません。
- ・金融商品取引業者以外の金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象となりません。
- ・本信託は、販売会社がお申込みの取扱を行います。
- ・本信託の受益権の売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等により交付される契約締結前交付書面等を十分にお読み頂き、商品の性質・取引の仕組み、リスクの存在、手数料、信託報酬等の費用等を十分にご理解いただいた上で、ご自身でご判断下さい。
- ・本信託は、書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ・本信託は、投資信託ではありません。

1. 届出目論見書の訂正理由

2025年4月18日に提出いたしました第15期(自2024年1月21日至2025年1月20日)に係る有価証券報告書及び2025年11月4日に提出いたしました有価証券届出書の添付書類である信託契約について、2026年1月22日付ならびに2026年2月4日付で以下の通り内容変更を行いました。本信託契約の変更は、本信託について、足許、純資産残高が伸長していることから、委託者と協議のうえ、追加信託による純資産残高の上限額を1兆8,000億円から2兆2,000億円(2026年1月22日付)、また2兆2,000億円から3兆円(2026年2月4日付)に引き上げるものです。

2. 訂正の内容

(※ 下線部_____は訂正部分を示します。)

(2026年1月22日付の訂正)

信託契約 第6条第6項

<訂正前>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額(取引所開示)が1兆8,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

<訂正後>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額(取引所開示)が2兆2,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

(2026年2月4日付の訂正)

信託契約 第6条第6項

<訂正前>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額(取引所開示)が2兆2,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

<訂正後>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額(取引所開示)が3兆円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

純金上場信託（現物国内保管型）受益権
信託契約書

平成 22 年 6 月 8 日
〈令和 8 年 2 月 4 日変更〉

委 託 者 三菱商事株式会社

受 託 者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

<目次>

第1章	総則	1
第1条	信託の目的	1
第2条	定義	1
第3条	委託者の表明・保証	7
第4条	受託者の表明・保証	9
第2章	信託の設定、信託財産	10
第5条	信託の設定	10
第6条	追加信託	10
第7条	信託財産	11
第8条	信託財産の分別管理	11
第3章	信託事務	11
第9条	信託期間	11
第10条	信託財産の運用	11
第11条	信託事務の委託	12
第12条	カストディアン	12
第13条	自己取引等	12
第14条	競合取引	13
第15条	訴訟等への対応	13
第16条	損失の危険等	14
第17条	分配金	14
第18条	権利確定日の設定	14
第19条	信託の会計	15
第20条	計算期日及び計算書	15
第21条	信託財産の状況の報告	15
第22条	受託者による消費税等の相当額の立替等	16
第23条	受託金地金の換価	16
第4章	委託者	16
第24条	委託者の追加	16
第25条	委託者の権利・義務等	16
第26条	委託者の地位の譲渡	17
第5章	受益者	17
第27条	受益者	17
第28条	受益者の権利行使	17
第29条	受益者への通知等	17

第30条	受益者の意思決定	17
第6章	受益権	18
第31条	受益証券の不発行等	18
第32条	受益権の取得申込みの勧誘	19
第33条	受益権の譲渡	19
第34条	受益権の譲渡の効力要件	19
第35条	受益者の権利行使	19
第36条	受益権原簿	19
第37条	受益権原簿記載事項	20
第38条	受益権原簿の備置き及び閲覧等	20
第39条	振替受益権	20
第7章	契約の変更等	21
第40条	契約変更	21
第41条	受益権買取請求	22
第8章	上場	22
第42条	金融商品取引所への上場	22
第43条	金融商品取引所規則等の遵守	22
第9章	信託報酬及び信託費用	23
第44条	信託報酬	23
第45条	信託費用	23
第10章	受益権の転換	23
第46条	転換請求	23
第47条	小口転換	25
第48条	大口転換	27
第49条	信託の一部解約による金銭受領の禁止	29
第50条	受託金地金の改鋳等	29
第11章	信託の終了	29
第51条	信託の終了	29
第52条	信託の終了事由	29
第53条	終了事由の通知	30
第54条	信託の清算職務	30
第55条	残余財産の給付等	30
第56条	最終計算	31
第12章	受託者の辞任・解任	31
第57条	受託者の辞任	31
第58条	受託者の解任	31

第 13 章 雑則	32
第 59 条 信託法に規定する利害関係人の帳簿等の閲覧等	32
第 60 条 税務手続.....	32
第 61 条 課税に係る情報.....	32
第 62 条 印鑑等届出.....	32
第 63 条 届出事項.....	32
第 64 条 公告.....	33
第 65 条 受託者の免責	33
第 66 条 当事者間の通知等	33
第 67 条 法令等との関係.....	33
第 68 条 可分性	34
第 69 条 準拠法・裁判管轄	34
別紙 信託報酬・手数料.....	36

純金上場信託（現物国内保管型）受益権信託契約書

三菱商事株式会社（以下「委託者」といいます。第 24 条により新たに委託者が追加された場合には、その者を併せて「委託者」といいます。）及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）は、平成 22 年 6 月 8 日付にて、以下に定める諸規定に従い、本信託契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1章 総則

（信託の目的）

第1条 本信託は、金地金を信託財産とした信託に係る受益権を金融商品取引所に上場し、受益者の投資に資するよう受託者が主として金地金を信託財産として管理及び処分することを目的とします。

（定義）

第2条 本契約における用語は、別途定めた場合を除き、次に定める意味を有します。

- (1) 「委託者」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。
- (2) 「営業日」とは、本金融商品取引所が休業日としている日以外の日をいいます。
- (3) 「大口指定転換販売会社」とは、第 48 条第 1 項に基づく転換請求に対応する者として、あらかじめ受託者が指定する金融商品取引業者をいいます。
- (4) 「大口転換必要口数」とは、受益者が第 48 条第 1 項に基づく転換請求により転換し受領できる標準金地金の標準純度質量を一口あたりの金地金の標準純度質量で除して計算した口数（整数とし、一口未満は切り上げます。但し、転換手続上、受託者の裁量により、かかる一口未満の切上げ後に一口を加えた口数とすることがあります。）をいいます。
- (5) 「外為法」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (6) 「カストディアン」とは、受託者から任命され金地金を保管する者をいいます。
- (7) 「居住者」とは、外為法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する居住者をいいます。
- (8) 「キログラム(kg)」とは、計量法に規定するキログラムをいいます。
- (9) 「金」とは、鉱物である金（元素記号 Au、原子番号 79、周期表 1B 族・銅族の金属元素）をいいます。
- (10) 「銀行営業日」とは、銀行法により日本において銀行の休日と定められ、又は休

日とすることが認められた日以外の日をいいます。

- (11) 「銀行法」とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (12) 「金地金」とは、金を精錬、鑄造することにより得られる地金をいいます。
- (13) 「金融商品取引業者」とは、金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者をいいます。
- (14) 「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。
- (15) 「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (16) 「グラム(g)」とは、計量法に規定するグラムをいいます。
- (17) 「計算期間」とは、第 20 条第 2 項に定める意味を有します。
- (18) 「計算期日」とは、第 20 条第 1 項に定める意味を有します。
- (19) 「兼営法」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (20) 「兼営法施行規則」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (21) 「計量法」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (22) 「権利確定日」とは、第 18 条柱書に定める意味を有します。
- (23) 「小口指定転換販売会社」とは、第 47 条第 1 項に基づく転換請求に対応する者として、あらかじめ受託者が指定する金融商品取引業者をいいます。
- (24) 「小口転換必要口数」とは、受益者が第 47 条第 1 項に基づく転換請求 1 回につき転換し受領できる小口転換用標準金地金の標準純度質量を一口あたりの金地金の標準純度質量で除して計算した口数（整数とし、一口未満は切り上げます。但し、転換手続上、受託者の裁量により、かかる一口未満の切り上げ後に一口を加えた口数とすることがあります。）として、受託者がそのホームページで公表する本受益権の口数をいいます。
- (25) 「小口転換用標準金地金」とは、標準金地金のうち、①東京工業品取引所の貴金属受渡細則に規定する精錬若しくは品位を認定されたもの又は商標のもの、②ロンドン貴金属市場協会が定めるグッドデリバリー条件（同協会が開示している The Good Delivery Rules for Gold and Silver Bars Specifications for Good Delivery Bars and Application Procedures for Listing に記載されています。）を満たしているもの、③日本金地金流通協会の正会員として登録されている者によって精錬されたもの又は④ニューヨーク・マーカンタイル取引所（The New York Mercantile Exchange: NYMEX）が定める基準に従い精錬若しくは品位を認定され

たものであって、標準純度質量が1キログラムのものをいいます。

- (26) 「固有財産」とは、受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産でない一切の財産をいいます。
- (27) 「採用外貨換算為替レート」とは、採用フォワードレートを算出する時点における受託者がその裁量により自らが適切と判断する円と外貨の為替レートをいいます。但し、当該時点のレートを用いることができない場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するレートをいいます。
- (28) 「採用限月」とは、東京工業品取引所における金の標準取引の前営業日の取組高が最も多い限月をいいます。
- (29) 「採用先物価格」とは、指標価格を算出する日において、東京工業品取引所の公表する金の標準取引における採用限月の帳入値段をいいます。但し、当該帳入値段が東京工業品取引所により公表されない場合又は当該帳入値段の公表時刻等が変更された場合には、東京工業品取引所が公表する同様の価格をいいます。
- (30) 「採用フォワードレート」とは、2以上の指定貴金属業者の提示した金に係るフォワードレートの仲値の平均値（小数点第3位を四捨五入します。）をいいます。但し、フォワードレートを提示することができる指定貴金属業者が2以上いない場合その他のやむを得ない事由がある場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するフォワードレートをいいます。
- (31) 「資産総額」とは、本信託財産に属する資産を、その取得時の価額又は当該価額より減損損失を控除した価額で評価した金額（受託金地金については、その信託設定日の指標価格を取得時の価額とします。）の合計額をいいます。
- (32) 「指定貴金属業者」とは、金のデリバティブ商品取扱業務を行う国内外の大手貴金属業者のうち受託者が指定する者をいいます。
- (33) 「指標価格」とは、受託金地金の現在価値を算出するために、東京工業品取引所における金1グラムあたりの採用先物価格を、当該採用先物価格が同取引所で公表された日と同日付の採用フォワードレートで同日における現在価値に引き直した受託金地金の標準純度質量1グラムあたりの理論価格として、受託者のホームページ上で毎営業日に公表されるものをいいます。上記理論価格の算出の過程で円と外貨の換算を行う場合には、採用外貨換算為替レートを用います。
- (34) 「重要な信託の変更」とは、第40条第3項柱書に定める意味を有します。
- (35) 「受益権」とは、信託法第2条第7項に規定する受益権をいいます。
- (36) 「受益権原簿」とは、信託法第186条に従い作成される受益権原簿をいいます。
- (37) 「受益債権」とは、信託法第2条第7項に規定する受益債権をいいます。
- (38) 「受益者」とは、第27条第1項に定める受益者をいいます。
- (39) 「受益者決議手続」とは、第30条第1項に定める意味を有します。
- (40) 「受益者決議日」とは、第30条第5項第1号に定める意味を有します。

- (41) 「受益者等」とは、信託法第 184 条第 1 項に規定する受益者等をいいます。
- (42) 「受益証券」とは、信託法第 185 条第 1 項に規定する受益証券をいいます。
- (43) 「受託金地金」とは、本信託財産である金地金をいいます。
- (44) 「受託者」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。
- (45) 「純資産総額」とは、資産総額から負債総額（本信託に係る信託財産責任負担債務の総額）を控除した金額をいいます。
- (46) 「純資産総額（取引所開示）」とは、本受益権（但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。）の表章する受託金地金を指標価格により評価した結果を用いて算出される純資産総額として、本金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。純資産総額（取引所開示）は、前号に規定する純資産総額とは必ずしも一致しません。
- (47) 「上位機関」とは、振替法第 2 条第 7 項に規定する上位機関をいいます。
- (48) 「証券保管振替機構」とは、振替法第 3 条第 1 項による指定を受け、振替業を営む株式会社証券保管振替機構又はその承継法人をいいます。
- (49) 「上場規則等」とは、金融商品取引所が定める業務規程及び有価証券上場規程、有価証券上場規程施行規則等、本受益権を本金融商品取引所に上場するにあたって適用される規則をいいます。
- (50) 「消費税等」とは、第 5 条第 2 項に定める意味を有します。
- (51) 「信託期間」とは、第 9 条第 1 項に定める信託期間をいいます。
- (52) 「信託業法」とは、信託業法（平成 16 年法律第 154 号、その後の改正を含みます。）をいい、兼営法第 2 条第 1 項で、信託業務を兼営する金融機関に準用される場合を含みます。
- (53) 「信託業法施行令」とは、信託業法施行令（平成 16 年政令第 427 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (54) 「信託財産」とは、信託法第 2 条第 3 項に規定する信託財産をいいます。
- (55) 「信託財産状況報告書」とは、信託業法第 27 条第 1 項及び兼営法施行規則第 19 条第 1 項に従い、受託者が計算期間毎に作成する、信託財産の状況等に係る報告書をいいます。
- (56) 「信託財産責任負担債務」とは、信託法第 2 条第 9 項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。
- (57) 「信託終了日」とは、本契約の規定により本信託の全部が終了する日をいいます。
- (58) 「信託設定日」とは、本契約に基づき金地金の信託を行う日（第 6 条に定める追加信託を行う日を含みます。）をいいます。
- (59) 「信託費用」とは、本信託の信託事務を処理するために必要と認められる一切の費用をいい、消費税等その他の租税、第 22 条に基づく借入の費用、本信託財産の交付に要する費用を含みますが、これらに限りません。但し、訴訟費用等を除き

ます。

- (60) 「信託法」とは、信託法（平成 18 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (61) 「信託報酬」とは、本信託の信託事務の処理の対価として受託者の受ける報酬であり、第一管理信託報酬及び第二管理信託報酬を総称していいます。
- (62) 「訴訟費用等」とは、法的手続等に係る費用をいい、弁護士費用を含みます。
- (63) 「損害等」とは、損害、損失、費用、責任等（第三者による請求、訴訟その他の結果による場合を含みますが、これらに限られません。）をいいます。
- (64) 「第一管理信託報酬」とは、別紙第 1 項に定める信託報酬をいいます。
- (65) 「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業をいいます。
- (66) 「第二管理信託報酬」とは、別紙第 2 項に定める信託報酬をいいます。
- (67) 「帳入値段」とは、東京工業品取引所業務規程第 36 条に規定する帳入値段をいいます。
- (68) 「直近上位機関」とは、振替法第 2 条第 6 項に規定する直近上位機関をいいます。
- (69) 「適格機関投資家」とは、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいいます。
- (70) 「転換」とは、受益者が、その有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、受託者から受託金地金の交付を受けることをいいます。
- (71) 「転換請求」とは、第 46 条第 2 項柱書に定める意味を有します。
- (72) 「転換手数料」とは、第 46 条第 2 項第 1 号に定める意味を有します。
- (73) 「転換手続」とは、第 46 条第 2 項柱書に定める意味を有します。
- (74) 「東京工業品取引所」とは、株式会社東京工業品取引所又はその承継法人をいいます。
- (75) 「倒産手続等」とは、破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他これらに類似する日本又は外国の法令に基づく手続（将来制定されるものを含みます。）をいいます。
- (76) 「当初受益者」とは、第 27 条第 1 項に定める当初受益者をいいます。
- (77) 「投票権行使期限」とは、第 30 条第 5 項第 3 号に定める意味を有します。
- (78) 「投票権行使書面」とは、第 30 条第 5 項第 3 号に定める意味を有します。
- (79) 「日本金地金流通協会」とは、社団法人日本金地金流通協会又はその承継法人をいいます。
- (80) 「反社会的勢力」とは、集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号、その後の改正を含みます。）に基づき処分を受けた団体に属している者及びこれらの者と取引

がある者、その他これらに類する団体に属している者をいいます。

- (81) 「非居住者」とは、外為法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいいます。
- (82) 「非軽微な信託の変更」とは、第 40 条第 3 項に定める意味を有します。
- (83) 「一口あたりの金地金の標準純度質量」とは、一口あたりの純資産額（取引所開示）を指標価格で除した数をいいます。当該数は、小口転換必要口数又は大口転換必要口数を算出するための計算上の数であって、受益者が本受益権一口につき受領できる標準純度質量を示すものではありません。受益者が転換により受領できる標準純度質量は、第 46 条から第 48 条までに従います。
- (84) 「一口あたりの純資産額（取引所開示）」とは、純資産総額（取引所開示）を本受益権（但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。）の総受益権口数で除した数（小数点第 3 位を四捨五入します。）として、本金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。
- (85) 「標準金地金」とは、金地金のうち金の純度が標準純度以上であるものをいいます。
- (86) 「標準純度」とは、99.99%の純度をいいます。
- (87) 「標準純度質量」とは、標準金地金の質量をいいます。
- (88) 「フォワードレート」とは、先物の金価格と現物の金価格との値差を現物の金価格を基準として年率換算し、百分率で表したものをいいます。なお、フォワードレートは、金利の動向及び現物と先物の金の需給により変動します。
- (89) 「振替機関等」とは、振替法第 2 条第 5 項に規定する振替機関等をいいます。
- (90) 「振替口座簿」とは、振替法第 6 章の 2 第 2 節に規定する振替口座簿をいいます。
- (91) 「振替受益権」とは、振替法第 127 条の 2 第 1 項に規定する振替受益権をいいます。
- (92) 「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (93) 「法人税法」とは、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (94) 「法人税法施行令」とは、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (95) 「法的手続等」とは、訴訟その他の裁判手続、仲裁手続又は行政手続をいいます。
「法令等」とは、本邦内における本契約及び本契約に基づく取引又は委託者、受託者、受益者その他の当事者に適用される法律、命令、政令、省令、規則若しくは通達、事務ガイドライン、監督指針、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断その他の公的機関、金融商品取引所の定める一切の規定、決定、指導等（自主規制機関の規則及び規程を含みます。）をいいます。
- (96) 「本金融商品取引所」とは、本受益権が上場されている金融商品取引所をいいます。

- (97) 「本契約締結日」とは、平成 22 年 6 月 8 日をいいます。
- (98) 「本受益権」とは、本信託の受益権をいいます。
- (99) 「本信託」とは、本契約に基づき設定される信託をいいます。
- (100) 「本信託財産」とは、本信託の信託財産をいいます。
- (101) 「郵便局」とは、第 46 条第 7 項に定める意味を有します。
- (102) 「利害関係人」とは、信託業法第 29 条第 2 項第 1 号（同法第 22 条第 2 項により読み替えられる場合を含みます。）及び信託業法施行令第 14 条に規定する株式の所有関係又は人的関係において信託会社と密接な関係を有する者をいいます。
- (103) 「利害関係人等」とは、第 13 条第 3 項に定める意味を有します。
- (104) 「ロンドン貴金属市場協会」(The London Bullion Market Association: LBMA)とは、金地金等の大手貴金属業者により組成される英国ロンドン所在の団体をいいます。

(委託者の表明・保証)

第3条 各委託者は、受託者に対し、それぞれ、本契約締結日及び各信託設定日（当該委託者が本契約に基づき信託（第 6 条に基づく追加信託を含みます。）を行う信託設定日に限ります。）において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 当該委託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、かつ、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。
- (2) 当該委託者による本契約の締結及びその義務の履行は、当該委託者の会社の目的の範囲内の行為であり、当該委託者は本契約の締結及び履行につき法令等及び当該委託者の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3) 本契約は、本契約の全当事者により締結された場合、日本法に基づき、当該委託者の適法で有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (4) 当該委託者による本契約の締結及びその義務の履行は、法令等及び当該委託者の定款その他の内部規則に抵触又は違反するものではないこと。
- (5) 当該委託者は、適格機関投資家であり、本契約の締結に先立って、信託業法第 25 条の説明を要しない旨、受託者に対し表明していること。
- (6) 当該委託者は、反社会的勢力ではないこと。
- (7) 当該委託者の財務・経営状況若しくは経済状況、又は当該委託者による本契約の締結及びその条項の履行並びに本契約において企図される取引の実行に対し、重大な悪影響を及ぼすようないかなる法的手続等も係属しておらず、当該委託者の知る限りこれらが係属するおそれもないこと。

- (8) 当該委託者は、債務超過、支払停止又は支払不能若しくはその他の無資力の状態にはないこと。当該委託者に関して、倒産手続等の申立がなされた事実はなく、かつ申立原因事由も存在していないこと。当該委託者は、解散決議を行っておらず、解散命令を受けておらず、当該委託者の知る限りそのおそれもないこと。また、本契約の締結及び履行により、当該委託者が支払停止又は無資力若しくは支払不能の状態に陥るおそれはなく、また、当該委託者に関して倒産手続等の申立原因となる事実が生じないこと。
- (9) 本契約により企図された本信託の設定及び金地金の信託並びにその他の取引は、正当な目的に基づきなされ、また、当該委託者の債権者を害することにはならず、当該委託者は、かかる債権者を害することとなるとの認識若しくは意図又はその他の不法な意図を有していないこと。
- (10) 当該委託者は、第5条又は第6条に従い金地金に関する一切の処分権限を含む所有権を受託者に移転し、真正に信託譲渡する意図を有すること。
- 2 各委託者は、受託者に対し、各信託設定日（当該委託者が本契約に基づき信託（第6条に基づく追加信託を含みます。）を行う信託設定日に限ります。）において、当該委託者により受託者に信託される金地金につき、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
- (1) 当該金地金は、標準金地金であること。
- (2) 当該金地金は当該委託者のみに帰属し、当該委託者のみが当該金地金に関する一切の所有権を有していること。
- (3) 当該金地金には、先取特権、担保権その他の負担又は制限が付着していないこと。
- (4) 当該金地金について、譲渡その他の処分を制限する当該委託者が当事者である契約又は法令等は存在していないこと。
- (5) 当該金地金の標準純度質量は、第5条又は第6条に従い委託者が信託時に受託者に対して示した質量であること。
- 3 受託金地金が前項第1号から第4号までのいずれかの条件を満たさないことが判明した場合、当該受託金地金を信託した委託者は、当該受託金地金を同項各号の条件すべてを満たす標準金地金に直ちに交換するものとします。また、受託金地金が前項第5号の条件を満たさないことが判明した場合、当該受託金地金を信託した委託者は、不足する標準純度質量に相当する標準金地金を直ちに受託者に差し入れるものとします。なお、本項に基づく交換又は差入れに要する費用は、すべて委託者の負担とします。
- 4 第1項及び第2項における各委託者による表明保証が本契約締結日又は当該委託者が本契約に基づき信託（第6条に基づく追加信託を含みます。）を行った各信託設定日現在において虚偽又は不正確であったことが判明し、このことを原因として、本契約締結日又は当該信託設定日以後において、受託者又は本信託財産が損害等を被った

場合、当該委託者はその損害等を直ちに賠償しなければなりません。

- 5 第1項及び第2項に定める各委託者の表明保証に関し、誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、当該委託者は、速やかにその旨を受託者に対して書面により通知しなければなりません。但し、当該通知により、当該委託者の表明保証違反の責任が宥恕又は軽減されるものではありません。

(受託者の表明・保証)

第4条 受託者は、委託者に対し、それぞれ、本契約締結日及び各信託設定日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 受託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有する完全な権能及び権利を有し、現在従事している事業を行い、かつ、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。
 - (2) 受託者による本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図される取引の実行は、受託者の会社の目的の範囲内の行為であり、受託者は本契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき法令等上及び受託者の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 受託者は、銀行法第2条第1項に規定する銀行であり、かつ兼営法第1条第1項に基づく認可を受け、信託業法により信託会社の営む業務を適法に営むことができる者であること。
 - (4) 受託者による本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図される取引の実行は、法令等及び受託者の定款その他の内部規則に抵触又は違反するものではないこと。
 - (5) 受託者は、反社会的勢力ではないこと。
 - (6) 第3条第1項各号及び同条第2項各号（当該各号が真実でなく又は正確ではない場合であって、その事実を委託者が知らなかった場合であっても、本号においては当該各号が真実でなく又は正確ではないものとみなされます。）並びに本条第1項各号がそれぞれ真実かつ正確であることを前提に、金地金の信託にあたり、本受益権は適法かつ有効に成立し、当初受益者は先取特権、担保権その他の負担又は制限のない受益権の完全な所有権を取得すること。
- 2 前項における受託者による表明保証が本契約締結日又は各信託設定日現在において虚偽又は不正確であったことが判明し、このことを原因として、本契約締結日又は当該信託設定日以後において、委託者、受益者又は本信託財産が損害等を被った場合、受託者はその損害等を直ちに賠償しなければなりません。
- 3 第1項に定める受託者の表明保証に関し、誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、受託者は、速やかにその旨を委託者及び受益者に対して書面又は金

融商品取引所において公表することにより通知しなければなりません。但し、当該通知により、受託者の表明保証違反の責任が宥恕又は軽減されるものではありません。

- 4 受託者は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、受益者のために忠実に信託事務の処理その他の行為をします。

第2章 信託の設定、信託財産

(信託の設定)

第5条 委託者は、当初の信託設定日において、信託する標準金地金の標準純度質量を示したうえで、受託者に対し、金地金を信託し、受託者はこれを引き受けます。

- 2 受託者は、当該委託者に対して、前項に定める信託設定の際、当該委託者と受託者が別途合意する金額の手数料並びにこれに係る消費税及び地方消費税（以下消費税と併せて「消費税等」といいます。）の相当額の支払を請求します。

- 3 第1項にかかわらず、受託者は、受託者が誠実に必要又は有用とみなした場合には、本受益権が本金融商品取引所へ上場される日までは、第1項に定める信託設定の手続を中断し又は本契約の全部又は一部を終了させることができます。受託者は、本項に基づき手続を中断した場合又は本契約の全部又は一部を終了させた場合、委託者（委託者になる予定だった者を含みます。）及び受益者（受益者になる予定だった者を含みます。）に生じた損害等について責任を負いません。

- 4 受託者が前項に基づき本契約の全部又は一部を終了させた場合、終了した信託に係る財産は当該財産を信託した委託者に帰属し、受託者は遅滞なくかかる財産を当該委託者に交付します。この場合、第55条及び第56条の適用はありません。

- 5 受託者は、第3項に基づき受託者が本契約の全部又は一部を終了させた場合、直ちに委託者にその旨を書面により通知するものとします。

(追加信託)

第6条 委託者は、信託期間中、信託する標準金地金の標準純度質量を示したうえで、受託者に対し、金地金を追加信託することができ、受託者はこれを引き受けます。

- 2 受託者は、当該委託者に対して、前項に定める追加信託の際、当該委託者と受託者が別途合意する金額の手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求します。

- 3 第1項にかかわらず、受託者は、受託者が誠実に必要又は有用とみなした場合には、当該追加信託に係る本受益権が振替口座簿に記載又は記録される時までは、第1項に定める追加信託の手続を中断し又は当該追加信託に関する限度で本契約の一部を終了させることができます。受託者は、本項に基づき手続を中断した場合又は本契約の一部を終了させた場合、委託者（委託者になる予定だった者を含みます。）及び受益

者（受益者になる予定だった者を含みます。）に生じた損害等について責任を負いません。

- 4 受託者が前項に基づき本契約の一部を終了させた場合、終了した信託に係る財産は当該財産を信託した委託者に帰属し、受託者は遅滞なくかかる財産を当該委託者に交付します。この場合、第 55 条及び第 56 条の適用はありません。
- 5 受託者は、第 3 項に基づき受託者が本契約の一部を終了させた場合、直ちに委託者にその旨を書面により通知するものとします。
- 6 受託者は、第 1 項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が 3 兆円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。
- 7 委託者は、金地金以外の財産を追加信託することはできません。

（信託財産）

第7条 本信託財産は、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項により信託された金地金並びにこれらに係る金銭等並びに本契約に基づいて受託者が受領する金銭その他の財産により構成されます。

- 2 受託金地金は、鉱物としての本質的価値以外のいかなる付加価値（宝飾品としての価値を含みますが、それに限りません。）を有しないものとします。

（信託財産の分別管理）

第8条 受託者は、信託法及び信託業法に従い、本信託財産を固有財産及び他の信託財産と分別して管理します。受託者は、受託金地金を、第 11 条及び第 12 条に基づき選任されるカストディアンを通じて、受託者が適切と判断する方法で分別して管理します。

第3章 信託事務

（信託期間）

第9条 本信託は、期間の定めを設けません。したがって、信託期間は、当初の信託設定日から信託終了日までとします。

- 2 前項にかかわらず、信託の清算が終了するまで、本信託は存続します。

（信託財産の運用）

第10条 受託者は、本信託財産の運用は行いませんが、一口あたりの純資産額（取引所

開示)は、仕組みとして指標価格に連動することが企図されています。

- 2 本信託財産は、消費税等の相当額の授受又は信託報酬若しくは信託費用の支払等のために一時的に本信託財産となる金銭等を除き、金地金のみとなります。
- 3 受託者は、本信託財産の金銭等を、第13条第1項に従い管理します。

(信託事務の委託)

第11条 受託者は、信託業法第22条第3項各号に掲げる業務を第三者(利害関係人を含みます。)に委託することが適当であると判断した場合には、当該業務を当該第三者に委託することができます。

- 2 受託者は、前項に定める場合のほか、信託業務の一部について、次の各号に掲げる基準に適合する第三者に委託することができます。
 - (1) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の執行に懸念がないこと。
 - (2) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - (3) 委託される信託財産に属する財産と自己固有の財産その他の財産について分別管理を行う体制が整備されていること。
 - (4) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- 3 受託者は、利害関係人に対して前2項の委託を行う場合、信託法、信託業法その他法令に反しない限りにおいて、受託者が合理的に妥当と判断した条件に基づいて行います。

(カストディアン)

第12条 受託者は、受託金地金の保管業務について、法令等及び第11条第1項に従いカストディアンを選定し、当該業務をカストディアンに委託します。当初のカストディアンは、委託者とします。

- 2 受託金地金の保管場所は、受託者及びカストディアンが適当と認める日本国内の倉庫とします。
- 3 受託者は、カストディアンが辞任等により不在になる場合には、新たなカストディアンを速やかに選任します。
- 4 受託者は、カストディアンが受託金地金の保管業務の委託先として不相当であると判断した場合には、当該カストディアンとの間の契約を終了させ、新たなカストディアンを速やかに選任します。
- 5 受託者は、カストディアンの変更があった場合には、本金融商品取引所において、新たなカストディアンの名称を適時開示します。

(自己取引等)

- 第13条 受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、特段の事情がない限り、本信託財産に属する金銭を受託者の銀行勘定で預かります。この場合、受託者は、受託者の普通預金利率により生じた利子を本信託財産に帰属させます。
- 2 受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、第22条第1項に基づく受託者の銀行勘定による本信託に係る信託財産責任負担債務の立替払い及び当該立替払いに係る銀行勘定から本信託財産に対する求償又は同項若しくは第41条第3項に基づく受託者の銀行勘定からの借入を行います。
 - 3 受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、受託者（受託者が受託する他の信託財産を含みます。）又は受託者の利害関係人若しくは第11条及び第12条に定める委託先（以下これと利害関係人を総称して、「利害関係人等」といいます。）との間で、受託金地金の売却を本信託財産のために行うことができます。
 - 4 受託者は、第22条第1項の銀行勘定による立替払いに係る求償金の支払債務又は銀行勘定からの借入に係る債務の代物弁済として、受託金地金を受託者の固有財産に給付することができます。この場合においては、第23条に準じて金地金の価額を算定するものとします。
 - 5 前4項の場合、受託者は、第21条第1項に定める報告において、信託業法第29条第3項の要請を満たすこと（同項但し書に該当する場合を含みます。）をもって、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。

（競合取引）

- 第14条 受託者は、受益者の利益を害することを目的としない限りにおいて、受託者（受託者が受託する他の信託財産を含みます。）又は受託者の利害関係人の計算において、第22条及び第23条に定める取引と同種の取引を行うことがあります。
- 2 前項の場合において、受託者は、信託法第32条第3項に定める通知を行いません。

（訴訟等への対応）

- 第15条 受託者は、受益者から申出があり受託者がこれを承諾した場合を除き、本信託財産に関し法的手続等を遂行する義務を負わないものとします。
- 2 受託者は、前項の申出を行った受益者（但し、受託者と個別に合意した者に限りません。）に対し、訴訟費用等の支払を請求できるものとし、当該受益者からかかる費用等の支払がなされるまでは、法的手続等を遂行する義務を負わないものとします。
 - 3 受託者は、前項に基づき訴訟費用等の支払を請求したにもかかわらず、当該受益者が当該訴訟費用等を支払わない場合又は支払わないと見込まれる場合には、あらかじめ

め受益者決議手続により受益者の承諾を得たうえで、本信託財産の費用負担で法的手続等を遂行することができます。受託者は、本項に基づき本信託財産の費用負担で法的手続等を遂行する場合、法令等で許容される範囲内において、当該法的手続等の遂行に必要な限度で本信託財産を売却することができます。

- 4 受託者は、法的手続等を遂行する場合、弁護士に対して法的手続等を委任することができ、また、受益者への通知を行ったうえで、和解その他の処分を行うことができます。
- 5 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、法的手続等の結果（判決及び和解を含みますが、これらに限られません。）につき責任を負わないものとします。

（損失の危険等）

第16条 本信託においては、金地金の市場価格の値動き等により、受託金地金及び本受益権の価値に減損が生じる場合があります。

- 2 本信託においては、採用先物価格及び採用フォワードレートを用いて指標価格を算出しているため、東京工業品取引所の金に係る先物価格及び金のデリバティブ商品取扱業務を行う貴金属業者が提示する金に係るフォワードレートの変化の影響を受けることがあります。
- 3 本信託においては、次の各号に掲げる事由等により、一口あたりの純資産額（取引所開示）は、指標価格に必ずしも完全に連動するものではありません。
 - (1) 第44条及び第45条に基づく信託報酬及び信託費用の支払のため、受託金地金を売却する必要があること。
 - (2) 第22条第1項に基づく立替払いに係る求償金又は借入に係る元利金の支払のため、受託金地金を売却する場合があります。
 - (3) 本信託財産において前2号に係る一時的な金銭保有があること。
 - (4) 市場の影響その他外部環境の影響を受けること。
- 4 受託者は、本信託に関し、信託業法第24条第1項第4号に違反するいかなる損失の補てん、元本の補てん及び利益の補足も行いません。また、委託者及び受益者は、これを受託者に求めることはできません。

（分配金）

第17条 本信託においては、原則として、信託期間中の分配金はありません。

（権利確定日の設定）

第18条 受託者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める権利が与えられる受益者を確定するための日（以下「権利確定日」といいます。）を設定します。なお、

権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者のみが、次の各号に定める権利を与えられます。

- (1) 受託者が受益権を分割する場合 当該分割後の受益権
- (2) 第 21 条第 1 項の報告を行う場合 当該報告を受ける権利
- (3) 受益者決議手続を行う場合 受益者決議手続における投票権
- (4) 第 55 条第 1 項の残余財産の給付を行う場合 当該残余財産の給付を受ける権利
- (5) その他受託金地金に係る一切の事項について、受託者が必要であると判断した場合 当該事項に係る権利

(信託の会計)

第19条 本信託における会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して行うものとします。

- 2 本信託においては、法人税法第 2 条第 29 号ハ(2)に規定する利益留保割合は、法人税法施行令で定める割合を超えないものとします。

(計算期日及び計算書)

第20条 本信託の計算を行う日（以下「計算期日」といいます。）は、毎年 1 月 20 日及び信託終了日とします。

- 2 受託者は、各計算期日において、当初の信託設定日又は直前の計算期日の翌日から当該計算期日までの期間（以下「計算期間」といいます。）における貸借対照表、損益計算書その他法令等で定める書類を作成します。

(信託財産の状況の報告)

第21条 受託者は、信託法その他の法令等の定めに従い、各計算期間における信託財産状況報告書の記載事項のほか、業務委託に係る事項、自己又は利害関係人等との取引状況等について、当該計算期日後遅滞なく受益者に報告します。

- 2 受託者は、前項に定める報告をもって、信託法第 37 条第 3 項に定める報告に代えるものとします。
- 3 受託者は、第 1 項に定める報告については、本金融商品取引所の定める開示方法（当該開示方法については、受託者のホームページに掲載します。）により内容を正確に開示することにより行い、受益者からの要請がない限り、信託財産状況報告書及び信託業法第 29 条第 3 項に規定する書面を受益者に対し交付しません。
- 4 前項にかかわらず、受託者は、信託業法その他の法令等の定めに従い、信託財産状況報告書及び信託業法第 29 条第 3 項に規定する書面を受益者に対し交付しなければならない場合には、権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対して当該各書面を送付する方法により当該各書面

を交付します。この場合、受託者は、受益者のうち同意を得た者に対して、書面の交付に代えて電磁的方法（信託業法第 26 条第 2 項に規定する方法をいいます。）により提供することができます。

（受託者による消費税等の相当額の立替等）

第22条 受託者は、第 5 条又は第 6 条に従い本信託の引受けをする際、金地金の取引につき委託者に生じた消費税等の相当額を委託者に支払います。受託者は、当該消費税等の相当額及び信託報酬又は信託費用に係る消費税等の相当額につき受託者の銀行勘定による立替払いを受け、又は受託者の銀行勘定から借り入れることがあります。かかる借入の条件は、当該借入時点において、受託者の通常の取引条件と比べて、受益者に不利にならないものとします。

2 受託者は、消費税等の還付金を受けた場合には、当該還付金全額を前項の立替払いに係る求償金の支払又は借入の返済に充当します。また、前項の立替払いに係る求償金の金額又は借入に係る元利金相当額が上記還付金額を超える場合、受託金地金を売却して不足額を支払又は返済します。

（受託金地金の換価）

第23条 受託者は、本契約の定めに従い受託金地金を売却する場合、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する者を相手方として行うものとします。その売却価格は、指標価格、指標価格から一定の金額（金地金の販売を取り扱う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格との差額を参考として当事者間で合意する金額とします。）を控除した価格その他の適正な価格とします。

第4章 委託者

（委託者の追加）

第24条 本信託の設定後、受託者が認めた者は、第 6 条第 1 項に基づく追加信託を行うことにより、新たに委託者に加わることができます。

（委託者の権利・義務等）

第25条 第 67 条第 1 項にかかわらず、委託者は、本契約に定めがあるものを除き、信託法に規定する委託者の権利を有さず、義務を負いません。

2 委託者は、本信託財産の管理又は処分を一切指図できません。

3 委託者は、信託業法第 26 条第 1 項に規定する書面の交付を要しない旨、承諾します。受託者は、委託者からの要請があった場合には速やかに当該書面を交付します。

(委託者の地位の譲渡)

第26条 委託者は、受託者が認めたときは、その委託者の地位を譲渡することができます。

第5章 受益者

(受益者)

第27条 本受益権を有する者を受益者とします。当初受益者は、委託者の指定する者とします。

2 受益者は、本受益権を譲り受けてこれを保有することにより、本契約の条件につき了承し、同意したものとみなされます。

(受益者の権利行使)

第28条 本信託においては、6箇月以上本受益権を保有する受益者に限り、信託法第44条第1項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができます。

(受益者への通知等)

第29条 受託者は、法令等に別段の定めのある場合を除き、信託法に基づく受益者への通知を、証券保管振替機構から通知された受益者の氏名又は名称及び住所に対して発することとします。

2 受託者は、本契約に定めるもののほか、受益者への通知を行わないものとします。但し、信託法に受益者への通知が定められている場合であって、通知しないことが、法令等に違反するときには、この限りではありません。

(受益者の意思決定)

第30条 本契約又は信託法その他の法令等に基づく受益者の意思決定が必要な場合(但し、第40条に定める本契約の変更を除く。)には、当該意思決定は、本条に定める方法(以下「受益者決議手続」といいます。)により行います。

2 受益者決議手続は、受託者が必要と認める場合には、いつでも、行うことができます。

3 総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。受託者は、かかる受益者決議手続の請求があった場合には、受益者決議手続を行うものとします。

- 4 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、第 18 条第 3 号に基づき設定された権利確定日の 2 週間前までに、当該権利確定日を公告します。
- 5 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならないものとしします。
 - (1) 受益者決議手続の決議日（以下「受益者決議日」といいます。）
 - (2) 受益者決議手続の目的である事項
 - (3) 受益者による投票権行使のための受託者所定の書面（以下「投票権行使書面」といいます。）の提出期限（以下「投票権行使期限」といいます。）
- 6 受益者決議手続を行うには、受託者は、受益者決議日の 2 週間前までに、第 4 項の権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対し、書面をもってその通知を発しなければならないものとしします。当該通知には、前項各号に掲げる事項を記載し、投票権行使書面を添付しなければならないものとしします。また、受託者は、かかる通知に際しては、投票権の行使について参考となるべき事項を記載した書類を添付することができます。
- 7 受益者は、受益者決議手続において、その保有する本受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使します。但し、本受益権が本信託財産に属するときは、受託者は、当該本受益権については、投票権を有しないものとしします。
- 8 受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数をもって行います。但し、信託法第 42 条の規定による責任の免除に係る意思決定については、すべての受益者の一致によってこれを決するものとしします。
- 9 受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができるものとしします。
- 10 投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成するものとみなします。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成するものとみなします（但し、同一の受益者決議手続において相反する内容の議案が提出されている場合を除きます。）。
- 11 受益者決議手続の決議は、本信託のすべての受益者に対してその効力を有するものとしします。
- 12 受託者は、受益者決議手続の決議の結果について、受益者に報告するものとしします。

第6章 受益権

(受益証券の不発行等)

第31条 本信託は、信託法第185条第1項の定めのある信託とします。

- 2 受託者は、振替法第127条の3第1項に従い、本受益権を表示する受益証券を発行しません。受益者は、本信託について、本受益権の口数に応じて均等の権利を有します。
- 3 当初の信託設定日における本受益権の口数は、受託金地金の標準純度質量1グラムにつき一口の割合で計算した数とします。

(受益権の取得申込み勧誘)

第32条 本受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する有価証券の募集によります。本受益権の取得申込みを行う者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業を行う者に対して、取得申込みを行います。

(受益権の譲渡)

第33条 本受益権の譲渡は、受益者が、譲渡を行う本受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をすることにより行います。

(受益権の譲渡の効力要件)

第34条 本受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、その効力を生じません。

(受益者の権利行使)

- 第35条 受益者は、本受益権の行使（但し、受益債権の行使を除きます。）をするには、振替法第127条の27第3項本文の規定により書面の交付を受けたうえ、受託者に当該書面を提示しなければなりません。
- 2 受益者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該本受益権についての振替法第127条の4第3項各号に掲げる事項（但し、主務省令で定めるものを除きます。）を証明した書面の交付を請求することができます。但し、当該本受益権について、既に本項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りではありません。
 - 3 前項本文の規定により書面の交付を受けた受益者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった本受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることができません。

(受益権原簿)

第36条 受託者は、本受益権発行後、遅滞なく、受益権原簿を作成します。

(受益権原簿記載事項)

第37条 受益権原簿には、本受益権について振替法の規定の適用がある旨及び次の事項を記載し、又は記録します。

- (1) 各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期（弁済期の定めがないときは、その旨）その他の受益債権の内容
- (2) 受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容
- (3) 受益債権の内容が同一の二以上の受益権がある場合において、それらの受益権について、受益者として有する権利の行使に関して内容の異なる信託行為の定めがあるときは、当該定め要旨
- (4) 受益証券の番号、発行日、記名式・無記名式の別及び無記名式の受益証券の数
- (5) 委託者の氏名又は名称及び住所
- (6) 受託者の氏名又は名称及び住所
- (7) 信託監督人に関する事項
- (8) 受益者代理人に関する事項
- (9) 信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨の定めがあるときは、当該定めの内容
- (10) 受益権原簿管理人に関する事項
- (11) 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地
- (12) 本信託の条項

(受益権原簿の備置き及び閲覧等)

第38条 受益権原簿は、受託者の主たる事務所に備え置きます。

- 2 受益者その他の信託法第 190 条第 2 項に規定する利害関係人は、受託者に対して同項に掲げる受益権原簿の閲覧又は謄写を請求することができます。この場合において、当該請求を行う者は、当該請求の理由を明らかにしなければなりません。
- 3 前項の請求があった場合、信託法第 190 条第 3 項各号に該当すると認められる場合を除き、受託者はこれを拒むことはできません。

(振替受益権)

第39条 本受益権は、振替法に基づき、振替受益権として証券保管振替機構が取り扱うものとし、受託者は、証券保管振替機構に対して、かかる取扱がなされることについて同意します。

- 2 本受益権の権利の帰属は、振替法第 127 条の 2 第 1 項に従い、振替口座簿の記載又は記録により定まります。

第7章 契約の変更等

(契約変更等)

第40条 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、その裁量により、本契約を変更することができます。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者及び受益者に対し、変更後の本契約の内容を本金融商品取引所で開示しますが、信託法第149条第2項に定める通知は行いません。

2 前項の変更には、適用ある法令等の改正又は解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担若しくは受託者が行うべき事務が加重され又は受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときも含まれます。

3 第1項にかかわらず、①本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更（但し、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に関し、かかる変更以外の変更については第1項に従うものとします。以下「重要な信託の変更」といいます。）がなされる場合及び②かかる重要な信託の変更には該当しないものの、以下の各号のいずれかに関する変更であって本信託の商品としての同一性を失わせることとなる変更（以下「非軽微な信託の変更」といいます。）がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容及び変更について異議ある受益者は一定の期間（但し、1箇月以上とします。）内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、又は知っている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、本契約を変更することができます。

(1) 受益者に関する事項

(2) 受益証券に関する事項

(3) 指標価格に関する事項

(4) 信託財産の交付に関する事項

(5) 信託期間、その延長及び信託期間中の解約に関する事項

(6) 計算期間に関する事項

(7) 受託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項

(8) 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項

(9) 信託の元本の追加に関する事項

(10) 受益権の買取請求に関する事項

(11) その他受益者の利益を害するおそれのある事項

(受益権買取請求)

第41条 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（但し、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しません。）は、受託者に対し、自己の有する本受益権を、一口あたりの純資産額（取引所開示）で取得することを請求することができます。この場合、受託者は、当該受益者に対し、当該本受益権の代金の支払をするのと引換えに当該本受益権について受託者の口座を振替先口座とする振替を当該受益者の直近上位機関に対して申請することを請求することができます。但し、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者は、この限りではありません。

2 非軽微な信託の変更がなされる場合には、第40条第3項の一定の期間（以下本項において「異議期間」といいます。）内に受託者に異議を述べた受益者に限り、受託者に対し、自己の有する本受益権を当該異議期間の最終日の翌営業日における一口あたりの純資産額（取引所開示）で取得することを請求することができます。

3 前2項に従い、受託者が本受益権を取得するときは、受託者は自己の銀行勘定で取得するか、又はその資金を受託者の銀行勘定から借り入れることにより信託勘定で取得するものとします。なお、受託者の銀行勘定から借り入れる際の借入の条件は、当該借入時点において、受託者の通常の利用条件と比べて、受益者に不利にならないものとします。

4 受託者は、当該受益者に対して、第1項又は第2項に基づく請求に係る手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求することができます。

第8章 上場

(金融商品取引所への上場)

第42条 本受益権は、金融商品取引所の上場規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

(金融商品取引所規則等の遵守)

第43条 受託者は、本受益権が金融商品取引所に上場された場合には、当該金融商品取引所の上場規則等を遵守し、当該金融商品取引所がその上場規則等に基づいて本受益権に関して行う上場廃止又は売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

第9章 信託報酬及び信託費用

(信託報酬)

第44条 受託者は、本契約の規定に従い、本信託財産から信託報酬を収受します。

- 2 受託者は、毎月、第一管理信託報酬を収受するものとし、毎月第1銀行営業日に、受託金地金を売却し、その売却代金から当該月の前月に係る第一管理信託報酬を収受します。
- 3 受託者は、各計算期間の計算期日（当該日が銀行営業日でない場合は当該日の翌銀行営業日）に、当該計算期間に係る第二管理信託報酬を収受します。

(信託費用)

第45条 信託費用は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本信託財産の負担とします。

- 2 受託者は、本信託に係る監査費用及び本受益権の上場維持に要する費用を信託費用として取り扱います。
- 3 受託者が、本信託財産から信託費用の前払を受けるには、信託法第48条第3項にかかわらず、受益者に対する前払を受ける額及びその算定根拠の通知を要しません。

第10章 受益権の転換

(転換請求)

第46条 居住者である受益者は、平成23年2月1日以降（但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。）、第2項から第9項まで、第47条及び第48条に従い、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて、受託者に対し、その有する本受益権の全部又は一部について転換の請求をすることができます。

- 2 前項にかかわらず、受託者は、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、前項に基づく転換の請求（以下「転換請求」といいます。）の受付を停止すること又は転換請求を受け付けた後における受託者において必要な手続（以下「転換手続」といいます。）を中断若しくは中止することができます。

- (1) 転換手続において受益者が負担すべき手数料（金地金の改鋳及び交付に係る費用を含みます。以下「転換手数料」といいます。）並びに転換及び転換手数料に係る消費税等（金地金の交付に係る消費税等を含みます。以下同じです。）の相当額の入金、小口指定転換販売会社若しくは大口指定転換販売会社又は受託者におい

て確認できない場合

- (2) 転換手続において小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社による受益者を確認する手続（金地金の交付時における所定の本人確認書類の提示その他受託者が定めた手続を含みます。）が完了しない場合
 - (3) 本金融商品取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事情があるため転換手続が実施できない場合
 - (4) 委託者による金地金の改鋳手続等が必要な場合であって、委託者において改鋳手続等の実施が困難である場合
 - (5) カストディアンにおいて、金地金の出庫、送付又は受渡の実施が困難となる事情その他やむを得ない事由があるために、転換手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合
 - (6) その他、転換請求の受付又は転換手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合
- 3 受託者が転換請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った転換請求のうち、当該受付停止前に行った転換請求を撤回することができます。受益者がその転換請求を撤回しない場合には、当該転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の営業日に受け付けたものとみなします。
 - 4 受益者は、転換請求を行う場合、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて、転換手数料（但し、第 48 条第 1 項に基づく転換請求の場合には、金地金の改鋳及び交付に係る費用を除きます。以下本項において同じです。）並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を受託者に対して支払います。受託者は、当該転換手数料及び消費税等の相当額の支払が確認できない場合には、転換手続を中断又は中止することがあります。
 - 5 受益者は、転換請求を行った場合には、第 3 項の場合を除き、当該転換請求を撤回、取消又は中断することはできません。
 - 6 受益者は、本条、第 47 条及び第 48 条の定めに従ってのみ転換請求を行うことができます。
 - 7 受益者は、転換請求を行ったことにより金地金を受領した場合には、受領した金地金の純度、種類、形状、外見、数量不足その他いかなる事情を理由とするものであっても、委託者、受託者、小口指定転換販売会社、大口指定転換販売会社及びカストディアンに対して、当該金地金の補修、改鋳、交換、補償その他一切の請求を行うことができません。金地金の受領後に生じた金地金の盗難、滅失、毀損等による損害、その他一切の金地金に係る危険は、受益者の負担となります。なお、受託者は、第 47 条第 1 項に基づく転換請求の場合において、同条第 2 項の申込書に記載された住所（国内に限ります。）に対して配達証明付書留郵便又は宅配便によって金地金が配達され、当該住所地において日本郵政株式会社及びその郵便に係る業務を行う子会社若しく

はその各承継法人（以下総称して「郵便局」といいます。）又は宅配業者の職員が当該配達に係る受領印又は署名（電子的な手法によるものを含みます。）を取得した場合には、本項の受領があったものと取り扱うことができます。また、受託者は、第48条第1項に基づく転換請求の場合において、受託者の指定する場所で金地金の交付を完了した場合には、本項の受領があったものと取り扱うことができます。

- 8 受託者は、転換請求に従い金地金を交付するときは、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社の指示に従い、当該受益者に対して当該交付に係る計算書を送付します。
- 9 非居住者である受益者は、転換請求を行うことはできません。
- 10 第1項にかかわらず、受益者である委託者のうち受託者が指定する者は、受託者所定の金融商品取引業者を通じて、受託者に対し、受託者所定の手続を行うことにより、その有する本受益権の全部又は一部について転換の請求をすることができます。第2項、第3項、第5項及び第7項から第9項までは、本項に基づく転換の請求に準用します。
- 11 受託者は、前項に基づく転換の請求を受け付けた後における受託者において必要な手続がすべて完了した後、受益者に個別に連絡した銀行営業日数以内に、受託者の指定する場所（当該委託者は指定することはできません。）において、当該委託者に対して当該金地金を交付します。但し、第2項柱書又は同項各号に定める事由その他やむを得ない事情がある場合には、当該交付が遅れる場合があります。
- 12 受託者は、第10項に基づく転換の請求を受け付けるに際して、当該委託者に対して、当該委託者が当該請求を行った金融商品取引業者を通じて又は直接、別紙に規定する金額を上限とする転換手数料（但し、金地金の改鑄及び交付に係る費用を除きます。以下本項において同じです。）並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の支払を請求します。受託者は、当該転換手数料及び消費税等の相当額の支払が確認できない場合には、前項の手続を中断又は中止することがあります。

（小口転換）

- 第47条 受益者は、その有する本受益権のうち、小口転換必要口数の本受益権について当該小口転換必要口数に対応する標準純度質量の小口転換用標準金地金への転換を請求することができます。受益者の本項に基づく転換請求1回につき転換し受領できる小口転換用標準金地金は、標準純度質量1キログラム以上5キログラム以内（但し、標準純度質量1キログラムの整数倍とします。）とします。小口転換必要口数は、当該転換請求を受託者が受け付けた日のものが適用されます（受益者が当該転換請求を行った時点のものとは異なることがあります。）。
- 2 受益者は、小口指定転換販売会社に対して当該小口指定転換販売会社所定の申込書により申し込む方法により前項に基づく転換請求を行うものとし、受託者は、当該小

口指定転換販売会社の指示に従い、小口転換用標準金地金を配達証明付書留郵便又は宅配便によって、受益者に対して送付するものとします。この場合において、受益者は、金地金の種類（精錬業者及び商標を含みます。）を選択することは一切できません。

- 3 受託者は、同一受益者へ送付する小口転換用標準金地金の量が配達証明付書留郵便又は宅配便で一度に送付できる量を超える場合は、複数回に分けて小口転換用標準金地金を受益者に対して送付するものとします。
- 4 前2項に定める小口転換用標準金地金の送付は、受託者が第1項に基づく転換請求を受け付けた日から、14銀行営業日以内に行うものとします。但し、前項に基づき複数回に分けて小口転換用標準金地金を送付する場合又は第46条第2項柱書若しくは同項各号に定める事由その他やむを得ない事情がある場合は、当該送付が遅れる場合があります。
- 5 受託者は、受益者による第1項に基づく転換請求にあたり、一口あたりの金地金の標準純度質量に当該転換請求に係る小口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される小口転換用標準金地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を売却します。受託者は、当該売却代金を、当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の一部に充当します。
- 6 受託者は、第2項又は第3項に基づき小口転換用標準金地金を送付する際に、前項の売却代金の額が当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を上回るときは、受益者が指定した口座に当該売却代金から当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を差し引いた金額を送金します。但し、やむを得ない事情がある場合には、当該送金が遅れる場合があります。
- 7 受託者は、第1項に基づく転換請求を受け付けるに際して、当該受益者に対して、小口指定転換販売会社を通じて、別紙に規定する金額を上限とする転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の支払を請求します。受託者は、当該転換手数料及び消費税等の相当額の支払が確認できない場合には、当該転換請求に係る転換手続を中断又は中止することがあります。
- 8 受託者は、第2項又は第3項により受託者が送付したにもかかわらず、受益者による受領がなされなかったために、郵便局又は宅配業者から受託者に返送された小口転換用標準金地金については、当該小口転換用標準金地金を保管し、受益者からの再度の送付の要求があり次第、再度代金引換による方法で、受益者に送付し、その後も同様とします。この場合において、保管料、送料及び保険料等再送付にあたり必要となった諸経費は受益者の負担とし、受益者は、当該小口転換用標準金地金の受領と引換えに、当該諸経費を支払うものとします。

- 9 受託者は、第2項又は第3項により受託者が小口転換用標準金地金を送付したにもかかわらず、受益者による受領がなされなかったために、郵便局又は宅配業者から受託者に返送された場合において、受益者からの再度の送付の要求が受託者に小口転換用標準金地金が返送された日から3箇月を経過しても行われなるときは、受益者に通知することなく当該小口転換用標準金地金を東京法務局に供託することができ、これにより受益者に対する一切の責任を免れます。この場合において、受託者は、受益者に対して、保管料、供託費用、送料及び保険料等供託にあたり必要となった諸費用の支払を請求することができます。受託者は、実務上又は費用上、東京法務局への供託が困難であると判断した場合は、受託者に小口転換用標準金地金が返送された日から3箇月が経過した日から30銀行営業日を経過した日に、当該小口転換用標準金地金を売却する方法により換価し、売却代金から前項に定める再送付にあたり必要となった諸経費並びに小口転換用標準金地金の保管及び売却に係るその他の費用を差し引いた金額を受益者が指定した口座に送金します。この場合において、受託者が受益者の指定した口座への送金を行うことができず(受益者が送金先の口座の指定を行わなかったときを含みます。)、代替する口座の指定その他送金のために必要な手続が受益者においてなされないため、受託者に小口転換用標準金地金が返送された日から10年が経過した場合には、受託者は当該売却代金を受領します。

(大口転換)

第48条 受託者は、本受益権を30万口以上有する受益者から、大口指定転換販売会社を通じて、転換を希望する本受益権の口数の通知を受けた場合、大口指定転換販売会社を通じて、交付が可能な標準金地金の標準純度質量及び大口転換必要口数(但し、当該時点での概数とします。)を通知します。受益者は、かかる通知の内容を確認のうえ、次項に基づいて、当該大口転換必要口数に係る転換請求を行うことにより、当該大口転換必要口数の本受益権について当該標準純度質量の標準金地金への転換を請求することができます。当該大口転換用必要口数は、当該転換請求を受託者が受け付けた日のものが適用されます(受益者が当該転換請求を行った時点のものとは異なることがあります。)

- 2 受益者は、大口指定転換販売会社に対して当該大口指定転換販売会社所定の申込書により申し込む方法により前項に基づく転換請求を行うものとし、受託者は、当該大口指定転換販売会社の指示に従い、標準金地金を受託者が指定する国内の場所において、受益者に交付するものとし、この場合において、受益者は、金地金の種類(精錬業者及び商標を含みます。)を選択することは一切できません。
- 3 受託者は、受益者による第1項に基づく転換請求にあたり、一口あたりの金地金の標準純度質量に当該転換請求に係る大口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される標準金地金の標準純度質量の合計を超

過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を売却します。受託者は、当該売却代金を、当該転換請求に係る転換手数料（但し、金地金の改鑄及び交付に係る費用を除きます。以下本条において同じです。）並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の一部に充当します。

- 4 受託者は、第 1 項に基づく転換請求に係る転換手続がすべて完了した後、受益者に個別に連絡した銀行営業日数以内に、受託者の指定する場所（受益者はかかる場所を指定することはできません。）において、受益者に対して標準金地金を交付します。但し、第 46 条第 2 項柱書又は同項各号に定める事由その他やむを得ない事情がある場合には、当該交付が遅れる場合があります。
- 5 受託者は、前項に基づき標準金地金を交付する際に、第 3 項の売却代金の額が当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を上回るときは、受益者が指定した口座に当該売却代金から当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を差し引いた金額を送金します。但し、やむを得ない事情がある場合には、当該送金が遅れる場合があります。
- 6 受託者は、第 1 項に基づく転換請求を受け付けるに際して、当該受益者に対して、大口指定転換販売会社を通じて、別紙に規定する金額を上限とする転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の支払を請求します。受託者は、当該転換手数料及び消費税等の相当額の支払が確認できない場合には、当該転換請求に係る転換手続を中断又は中止することがあります。
- 7 受託者は、第 4 項により受託者が交付の提供をしたにもかかわらず、受益者による受領がなされなかった標準金地金については、当該標準金地金を保管し、受益者からの再度の交付の要求があり次第、再度受益者に交付し、その後も同様とします。この場合において、保管料及び保険料等再交付にあたり必要となった諸経費は受益者の負担とし、受益者は、当該標準金地金の受領と引換えに、当該諸経費を支払うものとします。
- 8 受託者は、第 4 項により受託者が標準金地金の交付の提供をしたにもかかわらず、受益者による受領がなされなかった場合において、受益者からの再度の交付の要求が受託者による交付の提供の日から 3 箇月を経過しても行われなるときは、受益者に通知することなく当該標準金地金を東京法務局に供託することができ、これにより受益者に対する一切の責任を免れます。この場合において、受託者は、受益者に対して、保管料、供託費用、送料及び保険料等供託にあたり必要となった諸費用の支払を請求することができます。受託者は、実務上又は費用上、東京法務局への供託が困難であると判断した場合は、当該交付の提供の日から 3 箇月を経過した日から 30 銀行営業日を経過した日に、当該標準金地金を売却する方法により換価し、売却代金から前項に定める再交付にあたり必要となった諸経費並びに標準金地金の保管及び売却に係るその他の費用を差し引いた金額を受益者が指定した口座に送金します。この場合に

において、受託者が受益者の指定した口座への送金を行うことができず（受益者が送金先の口座の指定を行わなかったときを含みます。）、代替する口座の指定その他送金のために必要な手続が受益者においてなされないため、当該交付の提供の日から10年が経過した場合には、受託者は当該売却代金を受領します。

（信託の一部解約による金銭受領の禁止）

第49条 受益者は、第46条から第48条までに定める場合のほか、本信託の一部を解約して金銭を受領することはできません。

（受託金地金の改鋳等）

第50条 小口転換用標準金地金ではない標準金地金を信託した委託者は、第47条による受益者への交付のため受託者から要請があった場合には、速やかに、当該交付のために必要な範囲で、当該小口転換用標準金地金ではない標準金地金を、これと同量の標準純度質量を有する小口転換用標準金地金に改鋳又はこれに代わる小口転換用標準金地金を差し入れなければなりません。

第11章 信託の終了

（信託の終了）

第51条 本契約に定める場合を除いて、委託者、受託者又は受益者のいずれも本信託を終了させることはできません。

（信託の終了事由）

第52条 本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了します。

- (1) 本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されたとき。
- (2) 受託者の辞任、解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (3) カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散後、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないとき。
- (4) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (5) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取り

やめたとき。

(6) 本信託が法人税法第2条第29号ハに規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。

2 受託者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、本受益権の本金融商品取引所での上場を廃止することにより、本信託を終了することができます。

(1) 採用先物価格が廃止された後、代替物を定めることができず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 純資産総額（取引所開示）が10億円（平成25年7月21日以降は20億円）を下回ったとき。

(3) 受託者が、本信託を終了することが受益者に有利であると判断したとき。

(4) 受託者が、本信託の継続が困難であると判断したとき。

(5) 委託者その他重要な関係者について、東京工業品取引所での取引停止その他本信託財産の取扱が困難となる事由が発生したとき。

（終了事由の通知）

第53条 委託者は、信託法第163条第8号に掲げる事由又は第52条第2項第5号に掲げる事由が発生したもの又はその蓋然性が高いものとその合理的裁量により判断した場合には、直ちに受託者にその旨を書面により通知するものとします。

2 受託者は、第52条第1項各号又は第2項各号に掲げる事由が発生したことを知った場合には、直ちに委託者にその旨を書面により通知するものとします。但し、前項に基づいて委託者が受託者に通知した事由についてはこの限りではありません。

（信託の清算職務）

第54条 第52条により本信託が終了したときは、受託者は、信託法第177条の職務を行います。

（残余財産の給付等）

第55条 残余財産は、受益者がその給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。

2 受託者は、本信託が終了した場合（但し、第52条第1項第1号に掲げる事由が発生したことにより本信託が終了した場合は除きます。）においては、本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されるまでの間で受託者が別に定める期日（かかる期日は、上場廃止の決定後、本金融商品取引所で開示します。）まで転換請求の受付を行います。受託者は、当該受付が終了した後（但し、本信託の終了事由によっては、当該転換請求の受付期間を十分に取れない場合もあり得ます。）、本受益権のすべ

ての本金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。受託者は、かかる本信託の清算手続において、残余財産である受託金地金をその裁量で売却したうえで、売却代金から信託費用を控除した金額を、他の金銭（もしあれば）とともに受益者に給付するものとします。受託者は、当該売却につき、合理的な期間内に行うこととします。

- 3 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、前項に基づく処理の結果に関して受益者に生じうる一切の損害等について責任を負いません。

（最終計算）

第56条 受託者は、第55条の信託事務を終了したときには、本信託に関する最終の計算を行い、最終の計算期間に関する本信託財産に係る報告書を作成し、受益者等に対し書面により通知をすることにより、その承認を得るものとします。

- 2 受益者等が受託者から前項の計算の通知を受領してから1箇月以内に異議を述べなかった場合には、当該受益者等は、同項の計算を承認したものとみなします。

第12章 受託者の辞任・解任

（受託者の辞任）

第57条 受託者は、受託者が正当な事由があると合理的に判断する場合は、委託者及び受益者に対して6箇月前までに通知することにより、辞任することができます。

- 2 前項に基づき受託者が辞任した場合、委託者又は受益者は、新受託者を選任します。但し、委託者又は受益者が新受託者を選任しない場合は、辞任した受託者は、新受託者の選任を裁判所に請求できます。
- 3 第1項に基づき受託者が辞任した場合、辞任した受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行います。

（受託者の解任）

第58条 受託者は、信託法第58条第4項に定めるときに限り、解任されます。

- 2 受託者の解任の場合、委託者又は受益者は、新受託者を選任します。但し、委託者又は受益者が新受託者を選任しない場合は、第52条第1項第2号に掲げる事由が発生したものとし、本信託は終了します。
- 3 受託者の解任の場合（但し、前項但し書の場合を除きます。）、解任された受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行います。
- 4 第1項により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者は、受益者に対

する信託法第 59 条第 1 項に規定する通知は行わないものとします。

第13章 雑則

(信託法に規定する利害関係人の帳簿等の閲覧等)

第59条 信託法第 38 条第 6 項に規定する利害関係人は、自らの権利を保全又は行使するために必要な範囲内で、同条第 6 項に基づき、本信託に関する同項各号に掲げる書類又は電磁的記録の閲覧又は謄写を行うことができます。

(税務手続)

第60条 受益者は、本信託に係る税務上必要な手続がある場合、自らの費用及び責任で当該手続を行います。なお、受託者は、本信託に係る税務手続に関し、本契約において受託者が行うものとして明記され、又は法令等により受託者が行うものとされているものを除き、何らの税務上の手続を行う義務を負うものではありません。

(課税に係る情報)

第61条 受託者（その代理人又はカストディアンを含みます。）は、委託者又は受益者の税務に係る必要な情報を当局に提出することがあります。

(印鑑等届出)

第62条 委託者は、それぞれ印鑑又は署名をあらかじめ受託者に書面により届け出るものとします。

- 2 委託者は、代理人を設ける場合には、当該代理人の印鑑又は署名をあらかじめ受託者に書面により届け出るものとします。
- 3 受託者は、本契約に係る書類に押印された印影又は当該書類になされた署名が、届出の印鑑又は署名と相当の注意をもって照合して相違ないものと認め、本信託財産の交付その他の処理をしたときは、印章又は署名の偽造、印章の盗用その他どのような事情があっても、そのために本信託財産、委託者又はその代理人に生じた損害等について、責任を負いません。

(届出事項)

第63条 次の場合は、委託者は、直ちに受託者に通知のうえ所定の手続をとります。

- (1) 本契約又は届出の印章を喪失したとき。
 - (2) 委託者の名称、住所、印章、署名又は代表者につき変動があったとき。
- 2 前項に規定する手続が遅れたために生じた損害等について、受託者は責任を負いま

せん。

(公告)

第64条 受託者が本契約に関して公告を行う場合には、法令等に別段の定めのある場合を除き、その公告の方法（公告の期間を含みますがこれに限られません。）は受託者における方法に従うものとします。

(受託者の免責)

第65条 受託者は、本契約に定める受託者としての業務を、第4条第4項に従って履行した場合には、委託者又は受益者に生じた損害等について責任を負いません。

2 受託者は、次に掲げる事項については、受益者に対して責任を負いません。但し、第4条第4項に従って信託事務を履行しなかった場合は、この限りではありません。

(1) 受益者が本受益権を保有することに伴う税務上の取扱い

(2) 受益者が負う本受益権への投資リスク（受託金地金の価格の変動を含みます。）

3 受託者は、第1号に掲げる場合及び第2号の損害については責任を負いません。

(1) 次の原因により、受託者が本契約上の義務を履行することを妨げられた場合、禁じられた場合又は遅延させられた場合

イ 日本国其他国家及び行政機関、規制機関又は金融商品取引所若しくは関連する商品取引所（商品取引所法（昭和25年法律第239号、その後の改正を含みます。）第2条第1項に規定する商品取引所をいいます。）の定める法令等の制定、廃止又は改正

ロ 天災地変、戦争その他の不可抗力（国営化、収用、通貨制限、業務停止、ストライキ、市民暴動、テロリズム、化学・生物・電磁気兵器等の使用、革命、反乱、電気システム、通信システム、運送システム、各種決済事務システム等の機能停止、システムダウン等を含みますが、これらに限られません。）

(2) 本契約の条項の違反による間接的損害

(当事者間の通知等)

第66条 受託者又は委託者に対する通知又は催告は、別途当事者間で通知された宛先に対して、直接の交付、郵送その他配達、ファクシミリ、インターネットによる通信等（いずれの方法においても受領の確認ができるものに限り）にて行うものとします。

(法令等との関係)

第67条 本契約に定めのない事項で、適用ある法令等に定めがある事項については、その定めに従うものとします。

- 2 本契約に係る法令等の変更等が行われた場合には、必要な読み替えを行うものとします。

(可分性)

第68条 本契約のいずれかの条項が無効、違法又は執行不可能となった場合であっても、これによって本契約のその他の条項の有効性、適法性及び執行可能性は影響されないものとします。

(準拠法・裁判管轄)

第69条 本契約及び本受益権は、日本法を準拠法とし、本契約における日付については、日本標準時を使用するものとします。

- 2 本契約及び本受益権に関連する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

[以下余白]

本契約の証として、本契約書を2通作成し、委託者及び受託者が各1通ずつ保有するものとします。

平成22年6月8日

委託者 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
三菱商事株式会社
代表取締役 副社長執行役員 上田 良一

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 岡内 欣也

以 上

(別紙)

1. 第一管理信託報酬

受託者が各月毎に受ける信託報酬は、当該月の各日における純資産総額（取引所開示）に年率 0.49%以内で受託者が定める率（1 年を 365 日（閏年の場合には 366 日）とした日割計算を行います。）を日々乗じて算出した金額（1 円未満は切り捨てます。）の 1 箇月分の合計額とします。但し、初回の管理信託報酬は、当初の本受益権が振替口座簿に記載又は記録された日の翌日から最初に到来する月末までの期間につき算定するものとし、最終の管理信託報酬は、信託終了日の属する月の開始日から信託終了日までの期間につき算定するものとし、

2. 第二管理信託報酬

受託者が各計算期間毎に受ける信託報酬は、各計算期間に第 13 条第 1 項に基づき本信託財産に帰属した利子相当額から当該計算期間内に生じた信託費用相当額を控除した残額（もしあれば）とします。

3. 転換手数料（第 46 条第 12 項及び第 48 条第 6 項に定める手数料）

転換 1 回につき上限 50,000 円（第 48 条第 3 項に従い売却する部分には手数料はかかりません。）

4. 転換手数料（第 47 条第 7 項に定める手数料）

転換 1 回につき上限 10,000 円の固定手数料と改鑄及び交付に係る費用（それぞれ受託者のホームページで開示します。）との合計額（第 47 条第 5 項に従い売却する部分には手数料はかかりません。）

以 上